第9期の保険料段階　国の標準と北九州市の比較

第9期：国は標準13段階、本市は15段階で設定

段階	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	第13	第14	第15
国・標準乗率	0.285	0.485	0.685	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4		
北九州市・乗率	0.285	0.435	0.685	0.9	1	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

第5段階＝基準月額 6,590円

国：基準所得金額の主な区分

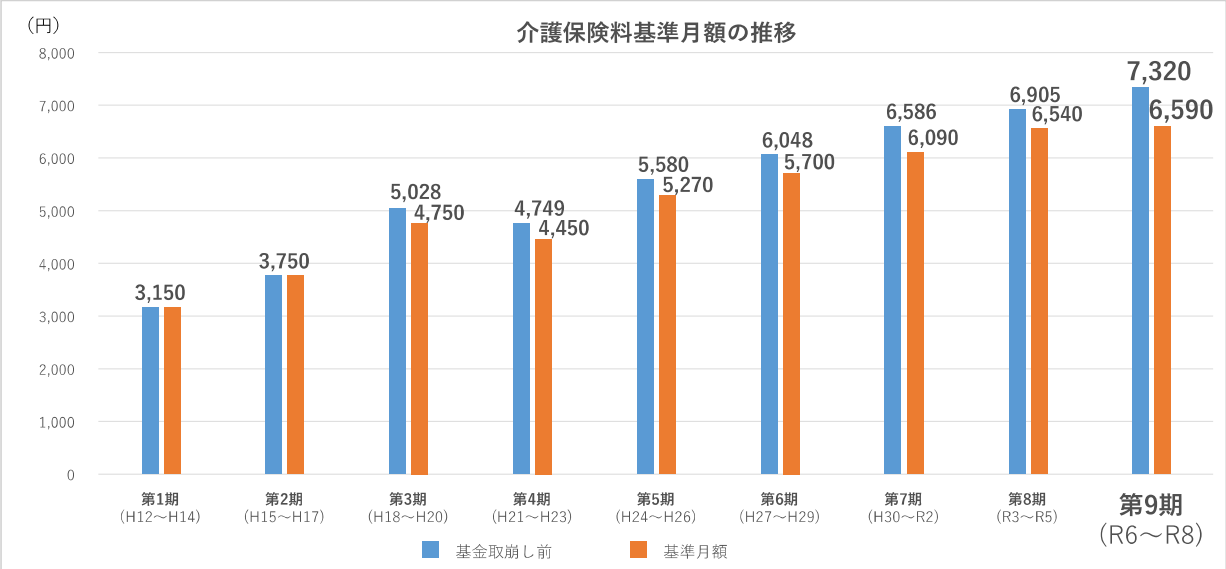
120万円 → 210万円 → 320万円 → 420万円 → 520万円 → 620万円 → 720万円

本市：きめ細かく保険料を設定するため、国の第6段階を本市の第6・第7段階に、第7段階を本市の第8・第9段階に細分化（独自設定）。

第10期は、国の所得段階等の検討結果を踏まえ、本市の段階設定を改めて検討します。

これまでの本市介護保険料基準月額の推移

基金等の活用により、各期の保険料上昇を抑制してきました。
第9期は、基金取崩し前7,320円に対し、基準月額は6,590円です。



介護給付準備基金：保険料の余剰分等を積み立てる基金。国は、次期計画期間に繰り入れ、保険料上昇抑制に活用することを基本的考え方として示しています。

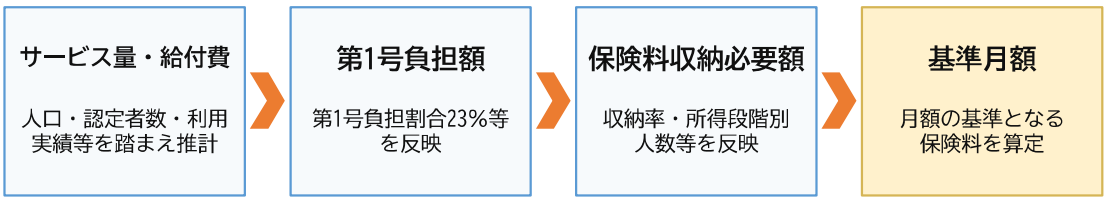
第1号保険料の基準月額の算定方法

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスの利用量などの見込みから算出する「保険給付費」「地域支援事業費」などを基に、第1号被保険者が負担する費用を算出して決定します。

基準月額 ＝ 保険料収納必要額（第1号被保険者）

÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数※ ÷ 12月

※所得段階別加入割合補正後の被保険者数：所得段階ごとの被保険者数に保険料率（乗率）を乗じた合計に相当する人数。



基金の活用：介護給付費準備基金は、介護保険財政の状況を踏まえ、保険料上昇の抑制に活用します。

■第10期の給付費側の国動向（9/30 介護給付費分科会）
・上昇方向の論点　　：物価・賃金上昇への対応、介護人材の処遇改善、サービス需要・給付費の動向
・抑制・調整方向の論点：保険料負担への配慮、限られた財源の有効活用、介護報酬の適正化・重点化
⇒ **両方向の国動向と確定係数を踏まえ、本市の給付費見込み・基金・保険料段階等を総合的に検討**

参考：北九州市第9期説明資料／厚生労働省 第10期計画作成資料／第268回介護給付費分科会資料2（令和8年9月30日）

第10期介護保険料算定に向けた今後のスケジュール

時期	主な作業	位置づけ
令和8年7月～10月	国：基本指針案・推計ツール等を踏まえた作業 本市：サービス見込量・給付費等の推計を進める 10月16日 第2回質の向上推進会議：保険料算定の考え方、今後の試算に向けた検討状況等について意見聴取	現在地・意見聴取
令和8年11～12月	見込量・保険料を調整／国から必要な係数等を反映 **【市】11月20日 第3回質の向上推進会議：試算・段階設定等を協議** 基本指針の策定・告示（国・予定）	**国の確定情報を反映**
令和9年1～3月	保険料額・条例改正等を最終決定 **【市】2月 第4回質の向上推進会議：最終案を協議・意見反映** 議会への報告・条例改正	**最終調整**
令和9年4月	第10期介護保険事業計画スタート	**開始**

※上記は厚生労働省が令和8年7月時点で示したスケジュールを基に整理したもの。国の制度・係数等の確定状況により変更の可能性があります。

出典：厚生労働省「第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール」